別表七(一)付表三　事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額の特例に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
		支配関係発生日	・　・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の特例計算

当該法人の事業年度	欠損金の区分	当該法人の控除未済欠損金額 〔当該法人の前期の別表七(一)「3」〕 1	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算 移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合 (1)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合 移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額の合計額以下である場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては((6)－(7))、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(1)〕 3	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額の合計額を超える場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては((1)－(10))〕 4	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 (2)、(3)又は(4) 5
・　・		円	円	円	円	円
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算の明細

当該法人の事業年度	欠損金の区分	支配関係前欠損金額 〔支配関係事業年度前の事業年度の(1)〕 6	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額の合計額以下である場合 (6)のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔(11)の金額を(6)の古いものから順次振当〕 7	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額の合計額を超える場合 支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額 〔別表七(一)付表一「8」－「12」〕 8	支配関係後欠損金額 〔支配関係事業年度以後の事業年度の((1)－(8))〕 9	(9)のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 〔(13)の金額を(9)の古いものから順次振当〕 10
・　・		円	円	円	円	円
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
計						

制限対象金額の計算の明細			移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細			
移転時価資産超過額 (17の①)－(17の②)	11	円	名称等		時価 ①	帳簿価額 ②
支配関係前欠損金額の合計額 (6の計)	12			14	円	円
				15		
制限対象金額 (11)－(12)	13			16		
			計	17		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

る改正前の法人税法（次号において「平成22年旧法」という。）第57条第3項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する被合併法人等であり、かつ、平成22年旧令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは」と、「別表七の二付表一又は法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第33号）第1条の規定による改正前の別表七の二付表二」とあるのは「別表七の二付表二」と、同様に次のように読み替える。

3　平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等については、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「特定資本関係前未処理欠損金額」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」と、「支配関係前控除未済欠損金額」とあるのは「特定資本関係前控除未済欠損金額」として記載すること。

別表七(一)次に次の1表を加える。